

履歴事項全部証明書

北海道小樽市築港11番5号
株式会社小樽ベイシティ開発

会社法人等番号	4300-01-075518	
商号	小樽ベイシティ株式会社	
	株式会社小樽ベイシティ開発	平成30年 3月29日変更 ----- 平成30年 3月29日登記
商号譲渡人の債務に関する免責	当会社は、平成30年3月29日吸収分割により分割会社である株式会社小樽築港開発（旧商号株式会社小樽ベイシティ開発）から事業の承継を受けたが、株式会社小樽築港開発（旧商号株式会社小樽ベイシティ開発）の債務については、平成30年3月19日付吸収分割契約書において当会社が重疊的に承継するものとされた債務を除き、弁済する責任を負わない。	----- 平成30年 3月29日登記
本店	北海道小樽市築港11番5号	
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。	
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	http://www.wingbay-otaru.co.jp/about/koukoku/OBC	令和 5年 5月31日設定 -----
		令和 5年 6月 9日登記
会社成立の年月日	平成29年12月13日	
目的	- 食品、塩、煙草類、酒類、米、古物、美術工芸品、各種チケット、切手印紙の販売ならびに宝くじの販売。 - 百貨店業、薬局、写真業、理容・美容、旅行斡旋業、広告代理店業、損害保険代理店業、生命保険の募集に関する業務、警備保障業の経営。 - クリーニング業、興業場、遊戯場、プレイガイド、ガソリンスタンド、駐車場、スポーツ施設、洋裁、生花、料理等の文化教室、自動車学校の経営。 - 建築設計施工、土木建築および室内設備の請負業、不動産の売買、仲介、賃貸、開発および管理に関する事業、電気製品の売買修理および賃貸業、両替商、総合リース業。 - 食堂、喫茶、旅館、ホテル、会員制リゾートホテル、結婚式場の経営。 - 各種企業の経営指導および業務受託。 - 地域開発、都市開発、観光開発、環境整備に関する調査、研究、企画、設計、施工、監理業務の受託およびコンサルティング業務。 - 上記各号に付帯関連する一切の事業。	

発行可能株式総数	1万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1021株 各種の株式の数 普通株式 1020株 A種株式 1株	平成30年 3月29日変更
		平成30年 3月29日登記
資本金の額	金2600万円	平成30年 3月29日変更
		平成30年 3月29日登記
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種の株式の内 容	普通株式 9990株 A種株式 10株 (議決権) A種株主は、株主総会において議決権を有しない。 (A種株主種類株主総会における決議) 当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合において は、法令に別段の定めのある場合を除き、A種株主を構成員とする種類株 主総会の決議を要しない。 平成30年 2月 5日変更 平成30年 2月 8日登記	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければなら ない。	
役員に関する事項	<u>取締役</u> 橋 本 茂 樹	令和 1年 5月24日重任
		令和 1年 7月 8日登記
	<u>取締役</u> 橋 本 茂 樹	令和 3年 5月25日重任
		令和 3年 6月14日登記
	<u>取締役</u> 橋 本 茂 樹	令和 5年 5月31日重任
		令和 5年 6月 9日登記
		令和 6年 9月26日辞任
		令和 6年 9月30日登記

	<u>取締役</u> 吉 濱 紀 一 郎	令和 1 年 5 月 2 4 日重任
		令和 1 年 7 月 8 日登記
	<u>取締役</u> 吉 濱 紀 一 郎	令和 3 年 5 月 2 5 日重任
		令和 3 年 6 月 1 4 日登記
	<u>取締役</u> 吉 濱 紀 一 郎	令和 5 年 5 月 3 1 日重任
		令和 5 年 6 月 9 日登記
	<u>取締役</u> 小 布 施 敦 士	令和 1 年 5 月 2 4 日重任
		令和 1 年 7 月 8 日登記
	<u>取締役</u> 小 布 施 敦 士	令和 3 年 5 月 2 5 日重任
		令和 3 年 6 月 1 4 日登記
		令和 3 年 1 2 月 1 日辞任
		令和 3 年 1 2 月 1 日登記
	<u>取締役</u> 花 房 伸 郎	令和 3 年 1 2 月 1 日就任
		令和 3 年 1 2 月 1 日登記
	<u>取締役</u> 花 房 伸 郎	令和 5 年 5 月 3 1 日重任
		令和 5 年 6 月 9 日登記
	<u>取締役</u> 内 藤 雄 介	令和 6 年 9 月 2 6 日就任
		令和 6 年 9 月 3 0 日登記
	<u>札幌市西区二十四軒一条五丁目1番2-309号</u>	令和 1 年 5 月 2 4 日重任
	<u>代表取締役</u> 橋 本 茂 樹	令和 1 年 7 月 8 日登記
	<u>札幌市西区二十四軒一条五丁目1番2-309号</u>	令和 3 年 5 月 2 5 日重任
	<u>代表取締役</u> 橋 本 茂 樹	令和 3 年 6 月 1 4 日登記
	<u>札幌市西区二十四軒一条五丁目1番2-309号</u>	令和 5 年 5 月 3 1 日重任
	<u>代表取締役</u> 橋 本 茂 樹	令和 5 年 6 月 9 日登記
		令和 6 年 9 月 2 6 日退任
		令和 6 年 9 月 3 0 日登記

	北海道小樽市新光一丁目 1 1 番 1 0 2 号ラ・クラッセ新光パークサイド 代表取締役 内 藤 雄 介	令和 6 年 9 月 2 6 日就任
		令和 6 年 9 月 3 0 日登記
	監査役 高 木 大 地	
	監査役 高 木 大 地	令和 3 年 5 月 2 5 日重任 令和 3 年 6 月 1 4 日登記
監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある		
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。 当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定に基づき、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	
登記記録に関する事項	設立 平成 2 9 年 1 2 月 1 3 日登記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(札幌法務局管轄)

令和 6 年 1 0 月 8 日

札幌法務局小樽支局
登記官

松 尾 憲 親

